

令和7年4月から



# 総合事業が変わります！

## 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは

「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」と表記）は、高齢者が自立した生活を送れるよう、地域社会全体で介護予防を支援する取り組みです。従来の専門職を中心とした事業者が行うサービスに加え、地域住民など多様な担い手により、介護予防をはじめ見守りなどのサービスを総合的に提供します。また高齢者自身が支援の担い手となり社会参加することで、活力ある地域生活の実現も期待されています。

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」から構成されます。

「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援認定を受けた方等に訪問型サービスや通所型サービスを提供する事業です

「一般介護予防事業」は「いきいき百歳体操」など、高齢者が役割を持ちながら、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることを推進する事業です。

## 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

①要支援認定（要支援1・2）を受けた方

②65歳以上で、基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者（事業対象者）と判定された方

※基本チェックリストとは、厚生労働省が作成した高齢者の生活状況を確認する25項目の質問票です。

**NEW**

## サービス利用の手続きを一部簡素化します！

訪問型サービス、通所型サービスのみを利用する利用者（総合事業のみの利用者）が、引き続き同じサービス利用を希望する場合には、基本チェックリストに回答することで要介護・要支援認定を受けずにサービスを継続して利用できるようになります。

令和7年4月以降、総合事業のみの利用者は要支援認定の更新時、従来の認定更新を行わず、基本チェックリスト実施により、事業対象者へ移行することになります。

**NEW**

## 新しい総合事業のサービスが始まります！

令和7年度から地域団体による生活支援サービス「訪問型サービスB」や、一部人員基準を緩和しつつ、デイサービスごとに特色を活かしたサービスを提供することで利用者の自立支援を促進する「通所型サービスA」を開始します。多様なサービスの選択肢が増え、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるように、地域全体で支援します。

※総合事業の詳細は市ホームページをご確認ください。  
（右記の二次元コードから読み取り可）



## 宝塚市の総合事業訪問型サービス

|        | 介護予防訪問型サービス                                       | 訪問型サービスA                                          | <b>NEW</b><br>訪問型サービスB  | 訪問型サービスC<br>(短期集中予防サービス)          |
|--------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------|
| 概要     | 指定事業者による身体介護・生活援助を行うサービス<br>※利用条件あり               | 一部基準を緩和した指定事業者による生活援助サービス                         | 地域のボランティア団体等による生活支援サービス | リハビリテーションや管理栄養士による短期間の訪問により助言等を行う |
| 提供者    | ホームヘルパー等の訪問介護員                                    | 訪問介護員や市認定生活支援ヘルパー                                 | 地域団体の生活支援アシスタント         | リハビリテーション専門職や管理栄養士                |
| サービス内容 | 身体介護（入浴、排泄や食事の介助等）<br>生活援助（掃除、調理、買い物等）            | 生活援助（掃除、調理、買い物等）<br>※身体介護は含まない                    |                         | 自宅でできる運動方法や、栄養バランスの摂れた食生活のアドバイス   |
| 利用料目安  | 【1月あたり】<br>※1割負担の場合<br>週1回：約1,600円<br>週2回：約3,200円 | 【1月あたり】<br>※1割負担の場合<br>週1回：約1,300円<br>週2回：約2,600円 | 1回500円<br>※利用者負担に関わらず一律 | 利用者負担なし<br>※原則3ヶ月間で最大4回利用可能       |

介護人材不足の対策として、介護予防訪問型サービスの利用には利用条件があります（令和8年4月から）。詳しくは、市役所介護保険課にお問い合わせください。

## 宝塚市の総合事業通所型サービス

|        | 介護予防通所型サービス                                                   | <b>NEW</b><br>通所型サービスA                        |
|--------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 概要     | 食事や入浴、機能訓練等を提供する半日又は1日型のデイサービス                                | 機能訓練などを中心に行う半日型のデイサービス                        |
| サービス内容 | 食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練                                    | 機能訓練やその他の必要な日常生活上の支援（食事・入浴なし）                 |
| 利用料目安  | 【1月あたり】※1割負担の場合<br>週1回：約2,200円<br>週2回：約4,500円<br>※別途食費等がかかります | 【1月あたり】※1割負担の場合<br>週1回：約1,600円<br>週2回：約3,200円 |

### 留意事項

サービス利用などの相談は、お住まいの地域包括支援センターにお問い合わせください。

### 発行

宝塚市健康福祉部介護保険課

☎ 0797-77-2136

FAX：0797-71-1355

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

